

公害等調整委員会の動き (令和7年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
1月21日	令和6年(セ)第9号 葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
1月27日	令和5年(ゲ)第7号 座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
1月29日	令和5年(セ)第12号 仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
3月7日	令和5年(セ)第9号 横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
3月17日	令和5年(セ)第2号 荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
3月24日	令和6年(セ)第5号 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
3月25日	令和6年(ゲ)第1号 伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 川口市における室外機からの騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第1号事件)

令和7年2月28日受付

本件は、スーパー経営会社(被申請人)が、申請人宅東側に小型食品スーパー(以下「本件店舗」という。)を開店以来、本件店舗の裏側、敷地境界線付近に設置した大型室外機から騒音、振動及び低周波音を24時間発生させたことにより、申請人は精神的及び肉体的被害を受けており、埼玉県川口市(被申請人)は、申請人からの騒音、振動及び低周波音について測定を含めた調査依頼に対し、騒音については規制対象外であり、低周波音については規制基準がないとして、苦情を処理するために必要な調査、指導及び助言(公害紛争処理法第49条第2項第2号)を行わず、また、埼玉県(被申請人)は、申請人からの同市の公害調査に対する苦情申立てに関し、同市の対応は問題ないとして是正の要求を拒否し、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努める義務(公害紛争処理法第49条)を負うにも関わらず、これを怠ったとして、被申請人らに対し、慰謝料として損害賠償金合計300万円等を連帯して支払うことを求めるものです。

○ 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第2号事件)

令和7年3月3日受付

本件は、国道299号線(以下「本件国道」という。)の沿線並びに周囲の県道、市道及び林道の

周辺の民家(以下「被害発生地」という。)に居住している申請人らが、本件国道で爆音走行するバイク及び四輪車から発生する騒音により、20年以上にわたり、睡眠障害や精神的苦痛を被っているが、飯能市(被申請人)は、住民の生活環境の保全を責務とし、道路騒音の常時監視を行う立場にありながら、被害発生地において、平成26年から令和4年までの間、騒音振動調査結果が、毎年、環境基準値(65dB)を超えていたにもかかわらず、要請限度(70dB)を超えていないことを理由に、関係機関に改善要請をしていないとして、また、国(代表者国土交通大臣、被申請人)は、道路運送車両法に基づく命令で、自動車騒音に係る規制に関し必要な事項を定める場合には、環境大臣が定める許容限度が確保されるように考慮する立場(騒音規制法第16条第2項)でありながら、本件国道沿線での道路運送車両法に違反する車両の撲滅や、全国的に発生している騒音苦情の実態に基づく必要な規制の見直しを行わず、国(代表者環境大臣、被申請人)は、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定める立場(同条第1項)でありながら、大きな騒音を発生させる交換用マフラーを根絶するために必要な法的整備を行わないのは、規制権限の不行使であるとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計500万円を連帯して支払うことを求めるものです。

○ 原子力発電所からの放射性物質等に係る大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第1号事件)

令和7年3月10日受付

本件は、申請人らに生じたがん等の健康被害は、2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災による津波に起因する、電力会社(被

公害等調整委員会の動き

申請人)が運転する原子力発電所の炉心溶融や建屋爆発等の事故により、環境中に放出された放射性物質(セシウム137、テルル等)及び化学毒を有する安定(非放射性)物質(テルル128、130等)への被ばくや暴露または同物質の摂取を主な原因とするものである、との裁定を求めるものです。

○ 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和7年(リ)第1号事件)

令和7年3月10日受付

東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害職権調停事件は、愛知県東海市の住民3人が、隣接する自動車部品塗装会社を相手方(被申請人)として、被申請人の工場からの粉じん及び悪臭等により、申請人Aは、自宅及び土地の頻繁な清掃を余儀なくされ、換気等もできず、適応障害及び心因反応を発症し、申請人Aと同居している申請人Bは、過敏性肺炎と診断されて入退院を繰り返しており、申請人Cは、住居等について多額の清掃等費用が発生しているほか、太陽光発電システムの発電量不足による損害等も発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償を求めた事件について、職権で調停に付し(令和6年(調)第2号事件)、令和6年2月27日、調停が成立した事件です。

令和7年3月10日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

○ 岐阜市における家屋からの悪臭被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第3号事件)

令和7年3月25日受付

本件は、被申請人が申請人ら宅と隣接する洗濯場、トイレ及び風呂場の換気扇から、配偶者の介助に伴う汚物に起因する臭気を申請人ら宅に向けて排出したことにより、申請人らは植栽や盆栽の手入れができず、その価値が低減したこと、洗濯物が干せずコインランドリーの利用が日常的、頻繁になったこと、エアコンの使用を控えざるを得なくなったこと、申請人ら宅内に付着した臭気のクリーニングをする必要が生じたことなどの被害を受けたことは、病气療養中である申請人らにとって過酷であるとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計340万円の支払を求めるものです。

○ 西宮市におけるマンション上階からの騒音・振動・低周波音被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第2号事件)

令和7年3月25日受付

本件は、申請人に生じた心身の不安定、難聴が悪化する被害は、被申請人が被申請人宅から発生させた騒音・振動・低周波音によるものである、との裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第12号・令和7年(調)第1号事件)

① 事件の概要

令和5年12月11日、宮城県仙台市の住民1人から、独立行政法人地域医療機能推進機構を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が運営する病院にて発生させている、業務用ガス給湯器からの低周波音、敷地内建屋空調設備及び車やストレッチャー等による騒音により、申請人は、気分がいらいらし、滅(め)入るなど精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金 10 万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が運営する病院にて発生させている業務用ガス給湯器からの低周波音、敷地内建屋空調設備等による騒音と、申請人が受けている精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、現地確認等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 7 年 1 月 29 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 7 年（調）第 1 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第 1 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

○ 北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和 5 年（セ）第 11 号事件）

① 事件の概要

令和 5 年 10 月 27 日、北海道北斗市の住民 1 人、東京都港区の住民 1 人及び千葉県市原市の住民 1 人（申請人らは家族である。）から、石油会

社 2 社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人ら宅の近隣の事業所で、被申請人らが稼働させているディーゼル発動機から排出させている排出ガスの悪臭や有害物質により、申請人らは、鼻血、頭痛及び不眠に悩まされるなど生活の平穏を脅かされ、居宅において通常の生活を送ることができず、多大な健康被害及び精神的苦痛を被ったほか、転居等も必要になったとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計 3000 万円を連帯して支払うことを求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めたが、令和 7 年 1 月 30 日、本件申請をいずれも棄却するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和 6 年（セ）第 9 号事件）

① 事件の概要

令和 6 年 6 月 20 日、東京都葛飾区の住民 3 人から、建物解体会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が行った申請人ら宅の至近距離にある家屋の解体工事により、申請人らは、睡眠ができないほどの騒音、物が落下する程度の振動及び建材等のものと思われる悪臭の被害を受け、また、疾病療養が妨害されるだけでなく、血圧の上昇、動悸(き)、睡眠不

公害等調整委員会の動き

足等の受忍限度を超える被害及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金合計 90 万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和 7 年 2 月 18 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 横浜市における騒音・振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 6 年 (ゲ) 第 10 号事件)

① 事件の概要

令和 6 年 12 月 10 日、神奈川県横浜市の住民 1 人から、隣接する住民 6 人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた胸痛、動悸(き)、頭部痛、めまい、視覚障害、アレルギー等の健康被害は、被申請人ら宅及び被申請人らが設置した電磁波発生機器により騒音、振動、低周波音を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和 7 年 2 月 18 日、本件申請は、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 1 項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第 42 条の 33 において準用する第 42 条の 13 第 1 項の規定に基づき、本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(公調委令和 4 年 (セ) 第 8 号事件)

① 事件の概要

令和 4 年 10 月 18 日、千葉県松戸市の住民 1 人から、申請人宅に隣接する生コンクリート製造会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が、申請人宅に隣接する生コンクリート工場で、パワーショベル、ホイールローダー等の重機と、生コンクリート運搬用のミキサー車の稼働によって騒音を発生させたことにより、申請人が在宅勤務中のリモート会議、日常生活の会話や電話、テレビの聞き取りに不自由を感じ、不快感、イライラ等を感じる、といった生活妨害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金 588 万 7364 円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が工場から発生させた騒音と申請人が受けている生活妨害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和 7 年 3 月 11 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和 5 年 (ゲ) 第 4 号事件)

① 事件の概要

令和5年6月26日、東京都中野区の住民2人から、中野区及び解体工事会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人ら宅に生じた多数の壁、天井のひび割れ、風呂場の目地割れ、外壁の目地切れ、外壁のズレ、開口のクラック、駐車場のコンクリート割れ、玄関建具の開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊は、中野区が小学校新校舎整備に伴い発注し、解体工事会社が行った旧法務省矯正研修所等の解体工事で発生した振動によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が行った解体工事で発生した振動と申請人ら宅に生じた壁、天井のひび割れ、風呂場の目地割れ、外壁の目地切れ、外壁のズレ、開口のクラック、駐車場のコンクリート割れ、玄関建具の開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めましたが、令和7年3月21日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らの住居に生じた、建物基礎のクラック、駐車場の土間部分の隙間及び土間の上にあるブロックのひび割れ等の財産被害は、被申請人株式会社Aの手配した被申請人株式会社Bによる解体工事が原因である、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人株式会社Aの手配した被申請人株式会社Bによる解体工事と申請人らの住居に生じた財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和7年3月25日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和5年（ゲ）第7号事件）

① 事件の概要

令和5年7月27日、神奈川県座間市の住民2人から、製造会社（被申請人株式会社A）及び解体業者（被申請人株式会社B）を相手方として原因裁定を求める申請がありました。